

# 日本東洋医学研究機関連絡協議会会則

## 第1章 総 則

第1条 本会は、日本における東洋医学研究機関の相互連絡・資料の交換・共同事業の推進を図り、さらに東洋医学の確立と発展のため随時目標・構想の検討を行う。

第2条 本会は、日本東洋医学研究機関連絡協議会、略称「日東医協」と称す。

## 第2章 資産及び会計

第3条 本会の経費は、事業及び資産より生ずる収入並びに会員の納むる会費を以て之に当てる。年会費は4万円とする。

第4条 毎年度の終わりにおいて、収入に剰余あるときは資産に編入す。但し、本会の決議を以て之を翌年度に繰越使用することを得。

第5条 本会の予算は、毎年度開始前、本会の議を経て之を定め、決算は之を翌年本会に報告するものとする。

第6条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第3章 役 員

第7条 本会に会長1名、副会長1名、常任理事2名、理事若干名、監事1名を置く。研究機関の代表者を理事とし、理事の互選によって会長、副会長、常任理事、監事を定める。

第8条 会長、副会長、常任理事、監事の任期は1年とし、毎年本会において互選し、重任を妨げない。

第9条 会長は、会務を総括し、副会長はこれを補佐し、会長に事故あるときは之を代行する。

## 第4章 事 業

第10条 総会は、毎年定例1回、会長が開催する。

第11条 本会は、集会の記録・随時問題の提起などのため「会報」を発行し、その他目的達成のため必要な事業を検討する。

## 第5章 附 則

第12条 本会の、施行に関し、必要なる細則は本会の決議を以て別に之を定む。

第13条 本会則の変更は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を以てす。